

静岡県低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡県が発注する工事又は製造その他についての請負契約の締結に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により契約を行おうとする場合について、必要な事項を定める。

(調査の対象)

第2条 本要領は、予定価格が5千万円以上の建設工事及び総合評価落札方式の適用を受ける建設工事を対象とする。ただし、予定価格が5千万円未満の建設工事であっても発注機関の長が特に必要と認める場合は、対象とすることができます。

2 調査基準価格を下回った入札を行った者を調査の対象者（以下「調査対象者」という。）とする。

(調査基準価格の設定及び算定)

第3条 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7.5を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ③ 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額
 - ④ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額
- (1) 工事監理連絡会の開催に要する費用等の業務委託料等が計上される場合は、その額の10分の9.7を予定価格算出の基礎となった額の合計額に加算するものとする。
- (2) 調査基準価格算出の基礎となった額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切捨てる。
- 2 特別なものについては、前項の算出方法にかかわらず契約ごとに10分の7.5以上で別に定める割合を予定価格等に乗じて得た額とする。
- 3 前2項において定める調査基準価格は、予定価格を記載する書面の下部に「調査基準価格〇〇円」と記載し、さらに、当該調査基準価格に108分の100を乗じて得た金額を「(調査基準価格入札書比較価格 〇〇円 (消費税抜き))」と記載する。

(対象業者への周知)

第4条 本制度の円滑な運用を図るため、発注機関の長は、入札公告等の際に、次のことを明示するとともに、建設工事等競争契約入札心得の条文を熟読することを入札参加業者に促すものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の10第1項の適用があること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、落札候補者であっても落札者とならない場合があること。
- (3) 調査対象者は契約の内容に適合した履行が可能であるかの判断のための事情聴取に協力

すべきこと。

(契約締結における条件)

- 第5条 調査対象者が落札した場合は、次のことを契約締結の条件とする。
- (1) 契約保証金は、請負代金額の10分の3以上とすること。
 - (2) 主任技術者（監理技術者）とは別に、建設業法第26条第1項に規定する者と同等以上の技術者を専任で1名現場に補助技術者として配置し、主任技術者（監理技術者）を補佐し工事の品質確保に努めること。ただし、発注機関の長が、特に必要と認める場合は、補助技術者を、監理技術者資格を有する者とすることができる。
 - (3) 現場代理人、主任技術者（監理技術者）、専門技術者及び補助技術者は、これを兼ねることができない。

(開札処理)

- 第6条 開札の結果、調査基準価格を下回る入札をした場合には、発注機関の長は、落札決定を保留し、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、落札者は後日決定する旨を入札参加業者に通知する。

(調査の実施)

- 第7条 発注機関の長は、調査対象者の価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、次の項目により、調査対象者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとし、調査対象者に対してその旨通知する。

ただし、調査対象者が発注機関の指定した期日までに様式15に定めた意向確認書を提出し、発注機関の長がこれを受理した場合は、当該調査対象者の入札を無効とする。

なお、調査の実施方法等、詳細については別に定める「低入札価格調査マニュアル」によるものとする。調査対象者は「低入札価格調査マニュアル」で提出を求める様式1から様式14に必要事項をもれなく記入し、発注機関の指定した期日までに提出しなければならない。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 入札金額の積算内訳
- (3) 手持工事の状況（対象工事現場付近及び関連工事、施工中の低入札価格調査対象工事、他機関の工事も含む）
- (4) 配置予定技術者
- (5) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (6) 手持資材の状況
- (7) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (8) 手持機械数の状況
- (9) 労務者の具体的供給見通し
- (10) 過去に施工した公共工事名及び、発注者及び成績状況
- (11) 建設副産物の搬出地
- (12) 経営内容、会社の概要
- (13) 経営状況 取引金融機関、保証会社等への照会

- (14) 信用状況 建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況、その他
- (15) その他の必要な事項

2 調査は、調査基準価格を下回った者のうち最低の価格をもって入札した者のほか、調査基準価格を下回った複数の者について並行して行うことができる。

(調査期間)

第8条 発注機関の長は、開札の結果、落札決定を保留とした場合には、直ちに第7条に掲げる調査を行うものとし、速やかに調査を完了させるものとする。

(調査の結果、適合した履行がされると認められる場合の措置)

第9条 発注機関の長は、調査の結果、調査対象者がした入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、直ちに調査対象者に適合した履行がされると認められる旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を知らせるものとする。

(調査の結果、適合した履行がされないと認められる場合の措置)

第10条 発注機関の長は、調査の結果、調査対象者がした入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないと認められたときは、契約審査委員3名を指名し、調査の結果及び意見を記載した書面により契約審査委員(3人)に、その意見を求めなければならない。

(契約しない場合の判断基準)

第11条 以下の項目に1つでも該当する場合は、発注機関の長は、契約の内容に適合した履行がされないと認められる場合に該当するものとする。なお、詳細については別表1のとおりとする。

- (1) 発注機関が指定した期日までに調査資料が提出されない場合
- (2) 入札価格(工事費)内訳書の工事価格と入札価格が一致していない場合
- (3) 下請予定業者からの聞き取り調査の結果と下請見積書等の金額が一致していない場合
- (4) 設計図書に計上した設計数量を満足していない場合
- (5) 安全管理体制が十分確保できるための安全費等が適正に計上されていない場合
- (6) 材料や製品の品質・規格が、設計仕様に適合しない場合
- (7) 作業効率等が施工不可能なものである場合
- (8) 建設副産物の処理方法や処理費用が適正でない場合
- (9) 入札価格が数値的判断基準(契約しない基準額)を下回った場合
- (10) 上記の他、適正な工事の履行がなされないと認められる場合

(契約審査委員の審査及び意見の表示)

第12条 契約審査委員は、発注機関の長から意見を求められたときは、審査を行い、書面によって意見を表示するものとする。この場合の意見は、多数決によるものではなく、個別の意見を表示する。

(契約審査委員の意見に基づく適合した履行の判断等)

第13条 契約審査委員の表示した意見のうち、2人以上の意見が発注機関の長の意見（その価格をもっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる意見）と同一であった場合は、発注機関の長は、調査対象者を落札者としない。

なお、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申し込みをした者（以下「次順位者」という。）が調査対象者であった場合には、第7条以降と同様の手続による。

2 発注機関の長は、契約審査委員の表示した意見のうち、2人以上の意見が自己の意見と異なった場合においても、なお、合理的な理由があるときは、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断することができる。

3 発注機関の長は、適合した履行がされないおそれがあると判断したときは、調査対象者に対して落札者としない旨の通知をする。

(所管部長等への報告)

第14条 発注機関の長は、調査対象者を落札者としないとしたときは、遅滞なく当該競争入札に関する調査の結果及び自己の意見を記載した書面並びに契約審査委員の意見を記載した書面の写しを添付し、所管部長へ提出するものとする。

(監督検査体制の強化等)

第15条 調査の結果、調査対象者が落札した場合においては、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 施工体制台帳、下請負人通知書の提出及びその内容のヒアリング

発注機関の長又は課長（以下「発注機関の長等」という。）は、請負業者に対して、施工体制台帳及び下請負人通知書の提出を求めるものとする。施工体制台帳及び下請負人通知書の提出に際しては、請負業者からその内容についてヒアリングを行うものとする。この際、低入札調査時の下請業者見積書と異なる下請業者または金額での下請契約については、理由を求め、合理的理由がない場合は総括監督員と協議し、工事成績を減点するものとする。

なお、この場合「静岡県工事契約等に係る入札参加停止等措置要綱」別表第1第1号に該当する場合がある。

(2) 施工計画書の内容のヒアリング

発注機関の長等は、仕様書に基づき施工計画書を提出させるに際して必要があると認めることは、請負業者から、その内容についてヒアリングを行うものとする。

(3) 重点的な監督業務の実施

監督員は、当該工事に係る監督業務において、段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、立会することを原則として、入念に行うものとする。

また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書等の記載に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人等から詳細に聞くものとする。

(4) 労働安全担当機関との連携

発注機関の長等は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から必要があると認めるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行うものとする。

(5) 厳格な検査の実施

検査は、原則として本庁検査監が行うものとする。

(6) 品質証明の実施

「農林土木工事共通仕様書」または「土木工事共通仕様書」を適用する工事においては、契約金額に関わらず各仕様書に規定する品質証明工事の対象とする。

(特記仕様書への明示等)

第16条 第15条(1)、(2)及び(6)に掲げる措置を講ずることに伴い、次に掲げる事項を特記仕様書、現場説明書等において明示するものとする（共通仕様書に規定されている場合を除く。）。

なお、第15条(1)、(2)及び(6)は、共通仕様書、特記仕様書等の契約図書へ記載することにより、契約の一部となるものであり、請負者が第15条(1)、(2)及び(6)に違反して、施工体制台帳等を提出せず、又はヒアリングに応じなかった場合には、「静岡県工事契約等に係る入札参加停止等措置要綱」別表第1第4号に該当する場合がある。

(1) 施工体制台帳、下請負人通知書の提出及びその内容のヒアリング

- ① 調査対象者が落札した場合においては、請負者は発注機関の長等の求めに応じて、施工体制台帳及び下請負人通知書を発注機関の長等に提出しなければならないこと。
- ② 上記書類の提出に際して、その内容のヒアリングを発注機関の長等から求められたときは、請負者は応じなければならないこと。
- ③ 低入札調査時の下請業者見積書と異なる下請業者または金額での下請契約は、合理的理由がない場合、工事成績を減点すること。

なお、この場合「静岡県工事契約等に係る入札参加停止等措置要綱」別表第1第1号に該当する場合があること。

(2) 施工計画書の内容のヒアリング

調査対象者が落札した場合においては、仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを発注機関の長等から求められたときは、請負者は応じなければならないこと。

(3) 品質証明の実施

調査対象者が落札した場合において、「農林土木工事共通仕様書」または「土木工事共通仕様書」を適用する工事においては、各仕様書に規定する品質証明工事の対象となること。

(閲覧に供する書面への特記)

第17条 調査の結果、調査対象者が落札した場合においては、当該工事に係る入札結果等を公示する際に、閲覧に供する入札結果表の写しに「低入札価格調査制度調査対象工事」と記載するものとする。

(工事コスト調査の実施)

第18条 調査の結果、調査対象者が落札した場合においては、請負業者は下請負業者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票等の作成を行い、工事完了後下請業者への支払額等も決定して速やかに発注者に提出するとともに、ヒアリング調査に応じるものとする。この場合、

発注機関の長が必要と認めたときは、請負業者は下請負業者についてもヒアリングに参加させるものとする。

提出した調査票にやむを得ない変更がある場合は、下請業者への支払期限までに変更した調査票を監督員に提出すること。

また、構造改善実態調査に原則、総括監督員等も同行することとし、工事コスト調書との相違等の虚偽事項等があった場合は、工事成績評定を遡って減点することがある。

なお、調査票の記入方法や調査の実施方法等、詳細については別に定める「工事コスト調査マニュアル」、「間接工事費等諸経費動向調査チェックリスト」等によるものとする。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 21 年 8 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成 23 年 8 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成 25 年 8 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成 28 年 6 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成 29 年 5 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この要領は、令和元年 6 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

別表 1（第 11 条関係）

契約しない場合の判断基準

項目	内容
(1) 発注機関が指定した期日までに調査資料が提出されない場合	ア 入札価格（工事費）内訳書の根拠となる、より詳細な積算内訳書が、開札当日または発注機関が指定した期日までに提出されない場合 イ 前記ア以外の調査資料が、発注機関が指定した日時までに提出されない場合。なお、提出期限は通知した翌日から起算して土日を含む 7 日目の午後 5 時とし、祝日、年末年始等の休日は含まない。提出方法は持参か郵送（期限までの必着）とする。 ウ 前記資料については、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。 ただし、発注機関が必要な添付書類を提出するよう指示をした場合は、この限りでない。

項目	内容
(2) 入札価格（工事費）内訳書の工事価格と入札価格が一致していない場合	ア 入札価格（工事費）内訳書の工事価格と入札価格が一致していない場合 イ 入札価格（工事費）内訳書と入札金額の積算内訳書が一致していない場合 ただし、単に記入間違いであることが明らかな場合、または、軽微な間違いの場合で入札価格に影響がない場合は除く
(3) 下請予定業者からの聞き取り調査の結果と下請見積書等の金額が一致していない場合	ア 下請予定業者からの聞き取り調査の結果と下請見積書等の金額が一致していない場合 イ 下請予定業者からの見積書等の総額が入札価格を上回る場合 ウ 下請予定業者からの見積書等下請に係る費用の根拠となる資料が確認できない場合、特に重要と認める資材等については実績のある納品書や請求書等を提出すること ただし公表単価及び県の標準単価と比較して大きな差異がない価格で積算されている場合は除く
(4) 設計図書に計上した設計数量を満足していない場合	ア 設計図書に計上した設計数量が、入札価格に反映されていない場合
(5) 安全管理体制が十分確保できるための安全費等が適正に計上されていない場合	ア 設計図書で計上された交通誘導員に係る費用が計上されていない場合 イ 設計図書で示された交通誘導員の配置計画と異なる場合に、その積算根拠が明確でない場合
(6) 材料や製品の品質・規格が、設計仕様に適合しない場合	ア 材料や製品について、発注者が示した設計仕様に適合した品質・規格を満足していない場合
(7) 作業効率等が施工不可能なものである場合	ア 使用予定機械の施工能力以上の日当たり施工量等により入札価格を積算している場合 イ 現場条件等から物理的に不可能な使用予定機械の編成による日当たり施工量等で入札価格を積算している場合
(8) 建設副産物の処理方法や処理費用が適正でない場合	ア 建設副産物について、適正な処理費用が計上されていない場合 イ 建設副産物の処理費用が計上されている場合にあっても、当該処理費用算出根拠が示されない場合、又は過去の取引実績より今回取引予定額が低額である場合において、その根拠が明確でないなど不當に低額な費用を計上している場合
(9) 入札価格が数値的判断基準（契約しない基準額）を下回った場合	ア 調査基準価格入札書比較価格に10分の8を乗じて得た額（千円未満は切捨て）を下回った場合
(10) 契約締結の条件を履行できない場合	ア 第5条で定めた契約締結の条件を履行できない場合
(11) 上記の他、適正な工事の履行がなされないおそれがあると認められる場合	

静岡県

令和元年 6 月

【改定箇所 新旧対照表】

静岡県低入札価格調査制度実施要領

新旧対照表

新 第1条～第2条 (略)	静岡県低入札価格調査制度実施要領 (調査基準価格の設定及び算定)	静岡県低入札価格調査制度実施要領 (調査基準価格の設定及び算定)
第1条～第2条 (略)	<p>第3条 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となつた次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額とする。ただし、<u>その額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7.5を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>① 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>② 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>③ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額</p> <p>(2) 調査基準価格算出の基礎となつた額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切捨てる。</p> <p>(3) 工事監理連絡会の開催に要する費用等の業務委託料等が計上される場合は、その額の10分の9.7を乗じて得た額とする。</p> <p>(4) 調査基準価格算出の基礎となつた額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切捨てる。</p> <p>2 特別なものについては、前項の算出方法にかかる契約ごとに10分の7.5以上で別に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項において定める調査基準価格は、予定価格を記載する書面の下部に「調査基準価格 ○○円」と記載し、さらに、当該調査基準価格に108分の100を乗じて得た金額を「(調査基準価格入札書比較価格 ○円 (消費税抜き))」と記載する。</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となつた次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額とする。ただし、<u>その額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7.5を乗じて得た額とする。</u></p> <p>① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>④ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>⑤ 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>⑥ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額</p> <p>(3) 工事監理連絡会の開催に要する費用等の業務委託料等が計上される場合は、その額の10分の9.7を乗じて得た額とする。</p> <p>(4) 調査基準価格算出の基礎となつた額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切捨てる。</p> <p>2 特別なものについては、前項の算出方法にかかる契約ごとに10分の7.5以上で別に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項において定める調査基準価格は、予定価格を記載する書面の下部に「調査基準価格 ○○円」と記載し、さらに、当該調査基準価格に108分の100を乗じて得た金額を「(調査基準価格入札書比較価格 ○円 (消費税抜き))」と記載する。</p>
第4条～第18条 (略)	第4条～第18条 (略)	第4条～第18条 (略)
附 則	附 則	附 則
この要領は、平成19年4月1日から施行する。	この要領は、平成19年4月1日から施行する。	この要領は、平成19年4月1日から施行する。
この要領は、平成20年4月1日から施行する。	この要領は、平成20年4月1日から施行する。	この要領は、平成20年4月1日から施行する。
この要領は、平成21年4月1日から施行する。	この要領は、平成21年4月1日から施行する。	この要領は、平成21年4月1日から施行する。
この要領は、平成21年8月1日以後、公告または指名通知を行いうるものから適用する。	この要領は、平成21年8月1日以後、公告または指名通知を行いうるものから適用する。	この要領は、平成21年8月1日以後、公告または指名通知を行いうるものから適用する。
この要領は、平成22年4月1日以後、公告または指名通知を行いうるものから適用する。	この要領は、平成22年4月1日以後、公告または指名通知を行いうるものから適用する。	この要領は、平成22年4月1日以後、公告または指名通知を行いうるものから適用する。
この要領は、平成23年4月1日以後、公告または指名通知を行いうるものから適用する。	この要領は、平成23年4月1日以後、公告または指名通知を行いうるものから適用する。	この要領は、平成23年4月1日以後、公告または指名通知を行いうるものから適用する。
この要領は、平成23年8月1日以後、公告または指名通知を行いうるものから適用する。	この要領は、平成23年8月1日以後、公告または指名通知を行いうるものから適用する。	この要領は、平成23年8月1日以後、公告または指名通知を行いうるものから適用する。
この要領は、平成25年4月1日以後、公告または指名通知を行いうるものから適用する。	この要領は、平成25年4月1日以後、公告または指名通知を行いうるものから適用する。	この要領は、平成25年4月1日以後、公告または指名通知を行いうるものから適用する。
この要領は、平成25年8月1日以後、公告または指名通知を行いうるものから適用する。	この要領は、平成25年8月1日以後、公告または指名通知を行いうるものから適用する。	この要領は、平成25年8月1日以後、公告または指名通知を行いうるものから適用する。
この要領は、平成27年4月1日以後、公告または指名通知を行いうるものから適用する。	この要領は、平成27年4月1日以後、公告または指名通知を行いうるものから適用する。	この要領は、平成27年4月1日以後、公告または指名通知を行いうるものから適用する。
この要領は、平成28年4月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうるものから適用する。	この要領は、平成28年4月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうるものから適用する。	この要領は、平成28年4月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうるものから適用する。
この要領は、平成28年6月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうるものから適用する。	この要領は、平成28年6月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうるものから適用する。	この要領は、平成28年6月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうるものから適用する。
この要領は、平成29年4月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうるものから適用する。	この要領は、平成29年4月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうるものから適用する。	この要領は、平成29年4月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうるものから適用する。
この要領は、平成29年5月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうるものから適用する。	この要領は、平成29年5月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうるものから適用する。	この要領は、平成29年5月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうるものから適用する。

新旧対照表	新
この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以後、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 <u>この要領は、令和元年 6 月 1 日以後、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</u>	この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以後、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

静岡県低入札価格調査制度実施要領の運用

(調査基準価格の設定及び算定)

第3条関係

(1) 土木、農林の積算基準を使用する鋼製橋梁上部工、電気通信設備工事、機械設備工事等の製作費、機器費等を含む工事については、予定価格算出の基礎となった積算上の各費目を次に掲げる区分により分類し、調査基準価格を算定するものとする。

① 直接工事費とするもの

- ・ 直接工事費
- ・ 工事製作原価の額（ただし、間接労務費及び工場管理費を除く）
- ・ 機器費（機器価格）

② 共通仮設費とするもの

- ・ 共通仮設費
- ・ 間接労務費
- ・ 設計技術費

③ 現場管理費とするもの

- ・ 現場管理費
- ・ 工場管理費
- ・ 機器間接費（技術者間接費、機器管理費）
- ・ 据付間接費

④ 一般管理費とするもの

- ・ 一般管理費

(2) 建築工事の積算基準を使用する建築工事、設備工事等については、予定価格算出の基礎となった積算上の各費目を次に掲げる区分により分類し、調査基準価格を算定するものとする。

① 直接工事費とするもの

- ・ 直接工事費の10分の9
ただし、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事の場合は直接工事費の10分の8とする

② 共通仮設費とするもの

- ・ 共通仮設費

③ 現場管理費とするもの

- ・ 現場管理費
- ・ 直接工事費の10分の1
ただし、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事の場合は直接工事費の10分の2とする

④ 一般管理費とするもの

- ・ 一般管理費

第3条第2項関係

建築工事の解体工事の場合は、過去の実績等により低入札価格調査基準価格を低減しても良いと判断できる場合、10分の7.5以上で、第3条第1項①の額に0.8を乗じて算出した額とする。

(直接工事費×9.7/10×0.8+共通仮設費×9/10+現場管理費×9/10+一般管理費×5.5/10)

(調査の実施)

第7条関係

意向確認書の提出期限は通知した翌日から起算して3日目を標準とする。提出方法は持参又はFAX（期限までの必着）とする。

(契約しない場合の判断基準)

第11条関係

契約しない基準額は、予定価格を記載する書面の下部に「契約しない基準額 ○○円」と記載し、さらに、当該契約しない基準額に108分の100を乗じて得た金額を「(契約しない基準額 ○○円 (消費税抜き))」と記載する。

なお、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける工事については、契約しない基準額を設定しないものとする。

附 則

この運用は、平成19年4月1日から施行する。

この運用は、平成20年4月1日から施行する。

この運用は、平成21年4月1日から施行する。

この運用は、平成21年8月1日以後、公告または指名通知を行うものから適用する。

この運用は、平成22年4月1日以後、公告または指名通知を行うものから適用する。

この運用は、平成23年4月1日以後、公告または指名通知を行うものから適用する。

この運用は、平成23年8月1日以後、公告または指名通知を行うものから適用する。

この運用は、平成23年9月5日以後、公告または指名通知を行うものから適用する。

この運用は、平成24年4月1日以後、公告または指名通知を行うものから適用する。

この運用は、平成25年8月1日以後、公告または指名通知を行うものから適用する。

この運用は、平成27年4月1日以後、公告または指名通知を行うものから適用する。

この運用は、平成28年4月1日以後、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この運用は、平成28年6月1日以後、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この運用は、平成29年5月1日以後、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この運用は、平成31年4月1日以後、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この運用は、令和元年6月1日以後、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

静岡県

令和元年 6 月

【改定箇所 新旧対照表】

静岡県低入札価格調査制度実施要領の運用

新旧対照表		新 静岡県低入札価格調査制度実施要領の運用	旧 静岡県低入札価格調査制度実施要領の運用
第3条関係	(略)	第3条第2項関係 建築工事の解体工事の場合は、過去の実績等により低入札価格調査基準価格を低減しても良いと判断できる場合、10分の7以上で、第3条第1項①の額に0.8を乗じて算出した額とする。 (直接工事費×9.7/10×0.8+共通仮設費×9/10+現場管理費×9/10+一般管理費×5.5/10)	第3条第2項関係 建築工事の解体工事の場合は、過去の実績等により低入札価格調査基準価格を低減しても良いと判断できる場合、 10分の7.5以上 で、第3条第1項①の額に0.8を乗じて算出した額とする。 (直接工事費×9.7/10×0.8+共通仮設費×9/10+現場管理費×9/10+一般管理費×5.5/10)
第7条関係	(略)	第11条関係 附 則	第11条関係 附 則
第3条関係	(略)	この運用は、平成19年4月1日から施行する。 この運用は、平成20年4月1日から施行する。 この運用は、平成21年4月1日から施行する。 この運用は、平成21年8月1日以後、公告または指名通知を行いうるものから適用する。 この運用は、平成22年4月1日以後、公告または指名通知を行いうるものから適用する。 この運用は、平成23年4月1日以後、公告または指名通知を行いうるものから適用する。 この運用は、平成23年8月1日以後、公告または指名通知を行いうるものから適用する。 この運用は、平成23年9月5日以後、公告または指名通知を行いうるものから適用する。 この運用は、平成24年4月1日以後、公告または指名通知を行いうるものから適用する。 この運用は、平成25年8月1日以後、公告または指名通知を行いうるものから適用する。 この運用は、平成27年4月1日以後、公告または指名通知を行いうるものから適用する。 この運用は、平成28年4月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうるものから適用する。 この運用は、平成28年6月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうるものから適用する。	この運用は、平成19年4月1日から施行する。 この運用は、平成20年4月1日から施行する。 この運用は、平成21年4月1日から施行する。 この運用は、平成21年8月1日以後、公告または指名通知を行いうるものから適用する。 この運用は、平成22年4月1日以後、公告または指名通知を行いうるものから適用する。 この運用は、平成23年4月1日以後、公告または指名通知を行いうるものから適用する。 この運用は、平成23年8月1日以後、公告または指名通知を行いうるものから適用する。 この運用は、平成23年9月5日以後、公告または指名通知を行いうるものから適用する。 この運用は、平成24年4月1日以後、公告または指名通知を行いうるものから適用する。 この運用は、平成25年8月1日以後、公告または指名通知を行いうるものから適用する。 この運用は、平成27年4月1日以後、公告または指名通知を行いうるものから適用する。 この運用は、平成28年4月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうるものから適用する。 この運用は、平成28年6月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうるものから適用する。
第3条第2項関係 建築工事の解体工事の場合は、過去の実績等により低入札価格調査基準価格を低減しても良いと判断できる場合、10分の7以上で、第3条第1項①の額に0.8を乗じて算出した額とする。 (直接工事費×9.7/10×0.8+共通仮設費×9/10+現場管理費×9/10+一般管理費×5.5/10)	(略)	この運用は、 令和元年6月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうものから適用する。	

静岡県最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡県が発注する工事又は製造その他についての請負契約の締結に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）および静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第39条に規定する「予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。」の実施に関して、必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 本要領は、競争入札を実施する建設工事で、「静岡県低入札価格調査制度実施要領」の適用を受けるものを除いたものを対象とする。

(最低制限価格の設定及び算定)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7.5を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ③ 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額
 - ④ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額
- (1) 工事監理連絡会の開催に要する費用等の業務委託料等が計上される場合は、その額の10分の9.7を予定価格算出の基礎となった額の合計額に加算するものとする。
- (2) 最低制限価格算出の基礎となった額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切捨てる。
- 2 特別なものについては、前項の算出方法にかかわらず契約ごとに10分の7.5以上で適宜の割合を予定価格に乗じて得た額とする。
- 3 前2項において定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格 ○○円」と記載し、さらに、最低制限価格に108分の100を乗じて得た金額を「(最低制限価格入札書比較価格 ○○円(消費税抜き))」と記載する。

(対象業者への周知)

第4条 本制度の円滑な運用を図るため、発注機関の長は、入札公告等の際に、「地方自治法施行令第167条の10第2項の適用があること」を明示するものとする。

(開札処理)

第5条 開札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合には、当該入札をした者を落札者としないものとし、当該入札者に対して地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により落札者としない旨通知するものとする。

(入札経過の整理)

第6条 発注機関の長は、前条の決定を行った場合、「入札結果表」に当該入札をした者を「失格」と決定した旨記載するものとする。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 21 年 8 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成 23 年 8 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成 25 年 8 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成 28 年 6 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成 29 年 5 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この要領は、令和元年 6 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

静岡県

令和元年 6 月

【改定箇所 新旧対照表】

静岡県最低制限価格制度実施要領

新旧対照表

日	静岡県最低制限価格制度実施要領	新 静岡県最低制限価格制度実施要領
第1条～第2条	(略)	第1条～第2条 (略)
(最低制限価格の設定及び算定) 第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となつた次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7.5を乗じて得た額とする。 ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額 ① 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ② 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額 ③ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額 (1) 工事監理連絡会の開催に要する費用等の業務委託料等が計上される場合は、その額の10分の9.7を予定価格算出の基礎となつた額の合計額に加算するものとする。 (2) 最低制限価格算出の基礎となつた額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切捨てる。 2 特別なものについては、前項の算出方法にかかわらず契約ごとに10分の7以上で適宜の割合を予定価格に乘じて得た額とする。 3 前2項において定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格 ○○円」と記載し、さらには、「最低制限価格に108分の100を乗じて得た金額を「(最低制限価格入札書比較価格 ○○円(消費税抜き))」と記載する。	(最低制限価格の設定及び算定) 第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となつた次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額とする。ただし、 その額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7.5を乗じて得た額とする。 ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額 ④ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ⑤ 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額 ⑥ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額 (3) 工事監理連絡会の開催に要する費用等の業務委託料等が計上される場合は、その額の10分の9.7を予定価格算出の基礎となつた額の合計額に加算するものとする。 (4) 最低制限価格算出の基礎となつた額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切捨てる。 2 特別なものについては、前項の算出方法にかかわらず契約ごとに 10分の7.5以上 で適宜の割合を予定価格に乘じて得た額とする。 3 前2項において定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格 ○○円」と記載し、さらには、「最低制限価格に108分の100を乗じて得た金額を「(最低制限価格入札書比較価格 ○○円(消費税抜き))」と記載する。	

第4条～第6条
(略)

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。
 この要領は、平成21年8月1日以後、公告または指名通知を行いうものから適用する。
 この要領は、平成21年8月1日以後、公告または指名通知を行いうものから適用する。
 この要領は、平成23年4月1日以後、公告または指名通知を行いうものから適用する。
 この要領は、平成23年8月1日以後、公告または指名通知を行いうものから適用する。
 この要領は、平成25年8月1日以後、公告または指名通知を行いうものから適用する。
 この要領は、平成27年4月1日以後、公告または指名通知を行いうものから適用する。
 この要領は、平成28年4月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうものから適用する。
 この要領は、平成28年6月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうものから適用する。
 この要領は、平成29年5月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうものから適用する。
 この要領は、平成31年4月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうものから適用する。

この要領は、令和元年6月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうものから適用する。

第4条～第6条
(略)

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。
 この要領は、平成21年8月1日以後、公告または指名通知を行いうものから適用する。
 この要領は、平成23年4月1日以後、公告または指名通知を行いうものから適用する。
 この要領は、平成23年8月1日以後、公告または指名通知を行いうものから適用する。
 この要領は、平成25年8月1日以後、公告または指名通知を行いうものから適用する。
 この要領は、平成27年4月1日以後、公告または指名通知を行いうものから適用する。
 この要領は、平成28年4月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうものから適用する。
 この要領は、平成28年6月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうものから適用する。
 この要領は、平成29年5月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうものから適用する。
 この要領は、平成31年4月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうものから適用する。

この要領は、令和元年6月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうものから適用する。

静岡県最低制限価格制度実施要領の運用

(最低制限価格の設定及び算定)

第3条関係

(1) 土木、農林の積算基準を使用する鋼製橋梁上部工、電気通信設備工事、機械設備工事等の製作費、機器費等を含む工事については、予定価格算出の基礎となった積算上の各費目を次に掲げる区分により分類し、最低制限価格を算定するものとする。

① 直接工事費とするもの

- ・ 直接工事費
- ・ 工事製作原価の額（ただし、間接労務費及び工場管理費を除く）
- ・ 機器費（機器価格）

② 共通仮設費とするもの

- ・ 共通仮設費
- ・ 間接労務費
- ・ 設計技術費

③ 現場管理費とするもの

- ・ 現場管理費
- ・ 工場管理費
- ・ 機器間接費（技術者間接費、機器管理費）
- ・ 据付間接費

④ 一般管理費とするもの

- ・ 一般管理費

(2) 建築工事の積算基準を使用する建築工事、設備工事等については、予定価格算出の基礎となった積算上の各費目を次に掲げる区分により分類し、最低制限価格を算定するものとする。

① 直接工事費とするもの

- ・ 直接工事費の10分の9
ただし、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事の場合は直接工事費の10分の8とする

② 共通仮設費とするもの

- ・ 共通仮設費

③ 現場管理費とするもの

- ・ 現場管理費
- ・ 直接工事費の10分の1
ただし、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事の場合は直接工事費の10分の2とする

④ 一般管理費とするもの

- ・ 一般管理費

第3条第2項関係

建築工事の解体工事の場合は、過去の実績等により最低制限価格を低減しても良いと判断できる場合、10分の7.5以上で、第3条第1項①の額に0.8を乗じて算出した額とする。

(直接工事費×9.7/10×0.8+共通仮設費×9/10+現場管理費×9/10+一般管理費×5.5/10)

附 則

この運用は、平成21年4月1日から施行する。

この運用は、平成21年8月1日以後、公告または指名通知を行うものから適用する。

この運用は、平成22年4月1日以後、公告または指名通知を行うものから適用する。

この運用は、平成23年4月1日以後、公告または指名通知を行うものから適用する。

この運用は、平成23年8月1日以後、公告または指名通知を行うものから適用する。

この運用は、平成24年4月1日以後、公告または指名通知を行うものから適用する。

この運用は、平成25年8月1日以後、公告または指名通知を行うものから適用する。

この運用は、平成28年4月1日以後、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この運用は、平成28年6月1日以後、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この運用は、平成29年5月1日以後、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この運用は、平成31年4月1日以後、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この運用は、令和元年6月1日以後、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

静岡県

令和元年 6 月

【改定箇所 新旧対照表】

静岡県最低制限価格制度実施要領の運用

新旧対照表		新 静岡県最低制限価格制度実施要領の運用	旧 静岡県最低制限価格制度実施要領の運用
第3条関係	(略)	第3条第2項関係 建築工事の解体工事の場合は、過去の実績等により低入札価格調査基準価格を低減しても良いと判断できる場合、10分の7以上で、第3条第1項①の額に0.8を乗じて算出した額とする。 (直接工事費×9.7/10×0.8+共通仮設費×9/10+現場管理費×9/10+一般管理費×5.5/10)	第3条第2項関係 建築工事の解体工事の場合は、過去の実績等により低入札価格調査基準価格を低減しても良いと判断できる場合、 10分の7.5以上 で、第3条第1項①の額に0.8を乗じて算出した額とする。 (直接工事費×9.7/10×0.8+共通仮設費×9/10+現場管理費×9/10+一般管理費×5.5/10)
附 則	附 則	<p>この運用は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>この運用は、平成21年8月1日以後、公告または指名通知を行いうものから適用する。</p> <p>この運用は、平成22年4月1日以後、公告または指名通知を行いうものから適用する。</p> <p>この運用は、平成23年4月1日以後、公告または指名通知を行いうものから適用する。</p> <p>この運用は、平成23年8月1日以後、公告または指名通知を行いうものから適用する。</p> <p>この運用は、平成24年4月1日以後、公告または指名通知を行いうものから適用する。</p> <p>この運用は、平成25年8月1日以後、公告または指名通知を行いうものから適用する。</p> <p>この運用は、平成28年4月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうものから適用する。</p> <p>この運用は、平成28年6月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうものから適用する。</p> <p>この運用は、平成29年5月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうものから適用する。</p> <p>この運用は、平成31年4月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうものから適用する。</p> <p>この運用は、令和元年6月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうものから適用する。</p>	<p>この運用は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>この運用は、平成21年8月1日以後、公告または指名通知を行いうものから適用する。</p> <p>この運用は、平成22年4月1日以後、公告または指名通知を行いうものから適用する。</p> <p>この運用は、平成23年4月1日以後、公告または指名通知を行いうものから適用する。</p> <p>この運用は、平成23年8月1日以後、公告または指名通知を行いうものから適用する。</p> <p>この運用は、平成24年4月1日以後、公告または指名通知を行いうものから適用する。</p> <p>この運用は、平成25年8月1日以後、公告または指名通知を行いうものから適用する。</p> <p>この運用は、平成28年4月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうものから適用する。</p> <p>この運用は、平成28年6月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうものから適用する。</p> <p>この運用は、平成29年5月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうものから適用する。</p> <p>この運用は、平成31年4月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうものから適用する。</p> <p>この運用は、令和元年6月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうものから適用する。</p>

静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡県が発注する測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設関連業務」という。）の委託契約の締結に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき」に係る調査に関して、必要な事項を定める。

(対象業務)

第2条 本要領は、予定価格が5百万円以上の建設関連業務及び総合評価落札方式の適用を受ける建設関連業務を対象とする。ただし、予定価格が5百万円未満の建設関連業務であっても発注機関の長が特に必要と認める場合は、対象とすることができる。

2 調査基準価格を下回った入札を行った者を調査の対象者（以下「調査対象者」という。）とする。

(調査基準価格)

第3条 競争入札により契約（以下「業務委託契約」という。）を締結しようとする場合は、契約ごとに、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる入札比較価格に対する価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。

2 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった設計書仕様書等に基づき算定するものとし、次の(1)から(6)に示す業務ごとに掲げる予定価格算出の基礎となった経費の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の8を乗じた額（測量業務にあっては10分の8.2、地質調査業務にあっては10分の8.5）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあっては3分の2）とする。

(1) 測量業務

- ① 直接測量費の額
- ② 測量調査費の額
- ③ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(2) 土木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合：別図1）

- ① 直接人件費の額
- ② 直接経費の額
- ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

(3) 建築関係の建設コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額
- ② 特別経費の額
- ③ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額

- ④ 諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
 - (4) 地質調査業務
 - ① 直接調査費の額
 - ② 間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - ③ 解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額
 - ④ 諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額
 - (5) 補償関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合：別図 1）
 - ① 直接人件費の額
 - ② 直接経費の額
 - ③ その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - ④ 一般管理費等の額に 10 分の 4.5 を乗じて得た額
 - (6) 電算帳票業務委託は、作業価格計に 10 分の 7 を乗じて得た額
 - (7) 調査基準価格算出の基礎となった額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切捨てる。
- 3 特別な業務等で、前項の規定により難いものについては、前項に定める算定方法に関わらず、契約ごとに 10 分の 8（測量業務にあっては 10 分の 8.2、地質調査業務にあっては 10 分の 8.5）から 10 分の 6（地質調査業務にあっては 3 分の 2）の範囲内で適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。
- 4 前 2 項において定める調査基準価格は、予定価格を記載する書面の下部に「調査基準価格〇〇円」と記載し、さらに、当該調査基準価格に 108 分の 100 を乗じて得た金額を「（調査基準価格入札書比較価格 〇〇円）」と記載する。

（対象業者への周知）

- 第 4 条 本制度の円滑な運用を図るため、発注機関の長は、入札公告等の際に、次のことを明示するとともに、建設工事等競争契約入札心得の条文を熟読することを入札参加業者に促すものとする。
- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の適用があること
 - (2) 調査対象者は、落札候補者であっても落札者とならない場合があること
 - (3) 調査対象者は、事後の事情聴取に協力すべきこと

（開札処理）

- 第 5 条 開札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、発注機関の長は、落札決定を保留し、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定により、落札者は後日決定する旨を入札参加業者に通知する。

（調査の実施）

- 第 6 条 発注機関の長は、調査対象者の価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、次の項目により、調査対象者からの事情聴取、関係者への照会等の調査を行うものとし、調査対象者に対してその旨通知する。

ただし、調査対象者が発注機関の指定した期日までに様式 10 に定めた意向確認書を提出し、発注機関の長がこれを受理した場合は、当該調査対象者の入札を無効とする。

なお、調査の実施方法等、詳細については別に定める「建設関連業務委託低入札価格調査マニュ

アル」によるものとする。調査対象者は「建設関連業務委託低入札価格調査マニュアル」で提出を求める様式一1から様式一9に必要事項をもれなく記入し、発注機関が指定した期日までに提出しなければならない。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 入札価格の内訳書
- (3) 当該契約の履行体制
- (4) 手持ちの建設関連業務の状況
- (5) 配置予定技術者名簿
- (6) 手持ち機械等の状況（測量業務及び地質調査業務に係る本調査の場合に限る。）
- (7) 契約に示された内容に適合した履行をする旨の確約書
- (8) 第三者による照査等を実施する者
- (9) 第三者による照査等を行う者の確約書
- (10) その他必要な事項

2 調査は、調査基準価格を下回った者のうち最低の価格をもって入札した者のほか、調査基準価格を下回った複数の者について並行して行うことができる。

（調査期間）

第7条 発注機関の長は、開札の結果、落札決定を保留とした場合には、直ちに前条に掲げる調査を行いうものとし、速やかに調査を完了させるものとする。

（調査の結果、適合した履行がされると認められる場合の措置）

第8条 発注機関の長は、調査の結果、調査対象者がした入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、直ちに調査対象者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を知らせるものとする。

（調査の結果、適合した履行がされないと認められる場合の措置）

第9条 発注機関の長は、調査の結果、調査対象者がした入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないと認めたときは、契約審査委員3名を指名し、調査の結果及び意見を記載した書面により契約審査委員（3人）に提出し、その意見を求めなければならない。

（契約しない場合の判断基準）

第10条 以下の項目に1つでも該当する場合は、発注機関の長は、契約の内容に適合した履行がされないと認めた場合に該当するものとする。なお、詳細については別表1のとおりとする。

- (1) 発注機関が指定した期日までに調査資料が提出されない場合
- (2) 入札価格積算内訳書と入札価格が一致していない場合
- (3) 再委託先からの見積書等の金額が入札価格積算内訳書の再委託予定額と一致していない場合
- (4) 設計図書に計上した設計数量を満足していない場合
- (5) 第14条第3項8号に規定する第三者による照査等を実施する者の確約書が提出されない場合
- (6) 上記の他、適正な業務委託の履行がなされないと認められる場合

(契約審査委員の審査及び意見の表示)

第11条 契約審査委員は、発注機関の長から意見を求められたときは、審査を行い、書面によって意見を表示するものとする。この場合の意見は、多数決によるものではなく、個別の意見を表示する。

(契約審査委員の意見に基づく適合した履行の判断等)

第12条 契約審査委員の表示した意見のうち、2人以上の意見が発注機関の長の意見（その価格をもっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる意見）と同一であった場合は、発注機関の長は、調査対象者を落札者としない。

なお、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申し込みをした者（以下「次順位者」という。）が調査対象者であった場合には、第6条以降と同様の手続による。

- 2 発注機関の長は、契約審査委員の表示した意見のうち、2人以上の意見が自己の意見と異なった場合においても、なお、合理的な理由があるときは、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断することができる。
- 3 発注機関の長は、適合した履行がされないおそれがあると判断したときは、調査対象者に対して落札者としない旨の通知をする。

(所管部長等への報告)

第13条 発注機関の長は、次順位者を落札者と決定したときは、遅滞なく当該競争入札に関する調査の結果及び自己の意見を記載した書面並びに契約審査委員の意見を記載した書面の写しを添付し、所管部長へ提出するものとする。

(品質確保のための措置)

第14条 調査の結果、調査対象者が落札した場合においては、第三者による照査等（以下「第三者照査等」という。）を行うものとする。

- 2 第三者照査等は次の（1）から（5）とする。

(1) 測量業務

通常の自社の精度の確認に加え、第三者による主要な箇所の精度の確認を実施する。

(2) 土木関係の建設コンサルタント業務

通常の自社の照査に加え、落札者の負担で同様の内容の第三者による照査を実施する。

(3) 建築関係の建設コンサルタント業務

通常の自社の内容確認に加え、第三者による主要な箇所の内容確認を実施する。

(4) 地質調査業務

通常の自社の内容確認に加え、第三者による主要な箇所の内容確認を実施する。

(5) 補償関係コンサルタント業務

通常の自社の内容確認に加え、第三者による主要な箇所の内容確認を実施する。

- 3 第三者照査等を実施する者（以下「第三者」という。）については、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものであること。

- (1) 静岡県建設関連業務委託入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された入札参加資格者であること。
- (2) 資格者名簿に登載されている第三者の業種内容が、契約対象業種の内容に相応していること。

- (3) 契約対象業種における総合点数が、全て落札者の総合点数の80%以上を有すること。
 - (4) 静岡県から、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
 - (5) 落札者と資本若しくは人事面において関連がないこと。
 - (6) 契約対象業務と同種の業務を、静岡県から受注し、完了した実績があること(その完了の日が、入札が執行された日の属する年度内又はその前年度から起算して過去5年度以内である場合に限る。)。
 - (7) 当該入札に参加した者でないこと。
 - (8) 別表2に定める資格を有する者が、第三者に属し、第三者照査等を実施する担当者であること。
 - (9) 入札が執行された日から起算して過去1年間において、静岡県が発注した業務に関して当該落札者の第三者照査等を請け負っていないこと。また、当該落札者に対して第三者照査等を請け負わせていないこと。
 - (10) 第三者照査等に関し、粗雑業務と認められた場合、入札参加停止措置その他不利益となる措置を受けることについて異存のない旨の確約書を発注機関の長あてに提出できる者であること。
- 4 契約対象業務の内容が複数の専門業務にわたる場合、発注機関の長は第三者照査等の担当者に別表2に加えて必要な要件等を付加することができる。
- 5 第三者照査等の結果は、報告書として取りまとめ、落札者、第三者が署名押印のうえ、業務完了までに発注機関の長に提出する。
- 6 第三者照査等に要する費用はすべて落札者の負担とする。

(特記仕様書への明示等)

第15条 調査対象者が落札した場合においては、第14条で規定する第三者照査等の義務付けのほか、その他必要事項を特記仕様書等において明示するものとする(共通仕様書に規定されている場合を除く。)。

(閲覧に供する書面への特記)

第16条 調査の結果、調査対象者が落札した場合においては、当該委託に係る入札結果等を公表する際に、閲覧に供する入札結果表の写しに「低入札価格調査制度調査対象業務委託」と記載するものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成23年8月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成24年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成27年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成28年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成28年6月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成29年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成29年5月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成31年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この要領は、令和元年6月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

別表1（第10条関係）

契約しない場合の判断基準

項目	内容
(1) 発注機関が指定した期日までに調査資料が提出されない場合	ア 調査資料が、発注機関が指定した日時までに提出されない場合。なお、提出期限は通知した翌日から起算して土日を含む7日目の午後5時とし、祝日、年末年始等の休日は含まない。提出方法は持参か郵送（期限までの必着）とする。 イ 前記資料については、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。 ただし、発注機関が必要な添付書類を提出するよう指示をした場合は、この限りでない。
(2) 入札価格積算内訳書と入札価格が一致していない場合	ア 入札価格積算内訳書と入札価格が一致していない場合 イ 入札価格積算内訳書と内訳明細書が一致していない場合 ただし、単に記入間違いであることが明らかな場合、または、軽微な間違いの場合で入札価格に影響がない場合を除く
(3) 再委託先からの見積書等の金額が入札価格積算内訳書の再委託予定金額と一致していない場合	ア 再委託先からの見積書等の金額が入札価格積算内訳書の再委託予定金額と一致していない場合 イ 再委託先からの見積書等、再委託に係る費用の根拠となる資料が確認できない場合 ウ 再委託先からの見積書等により再委託の内容が確認できない場合
(4) 設計図書に計上した設計数量を満足していない場合	ア 設計図書に計上した設計数量が、入札価格に反映されていない場合
(5) 第14条第3項第9号に規定する第三者による照査等を実施する者の確約書が提出されない場合	ア 第14条第3項第9号に規定する第三者による照査等を実施する者の確約書が提出されない場合 イ 確約書を提出した第三者による照査等を実施する者が第14条第3項に規定する要件を満たしていない場合 ただし、第14条第3項に規定する要件を満たしていない指摘に対し、速やかに別の要件を満たす第三者の確約書を提出した場合を除く
(6) 上記の他、適正な業務委託の履行がなされないおそれがあると認められる場合	

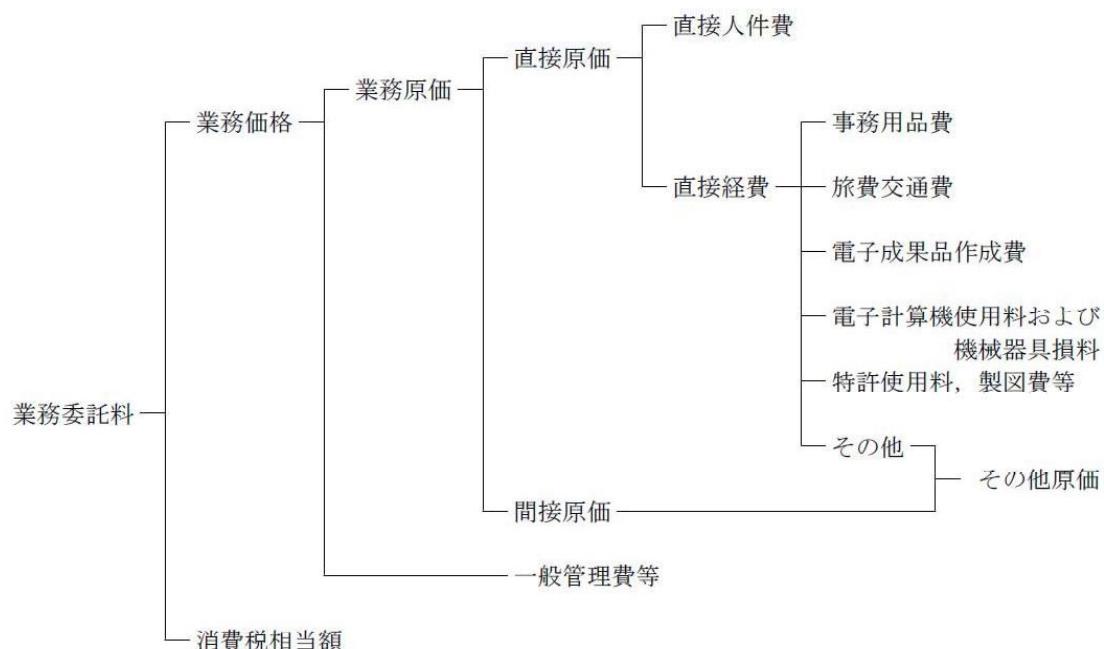
別表2（第14条第3項関係）

第三者照査等の担当者に求める資格要件

業務名	要件
測量業務	測量士
地質調査業務	主たる業務に該当する部門の技術士又はRCCM
土木コンサルタント業務	主たる業務に該当する部門の技術士又はRCCM
建築コンサルタント業務	一級建築士、建築設備士（設備に関する業務に限る）
補償関係コンサルタント業務	権利調査等 測量士、司法書士、土地家屋調査士、補償業務管理士（土地調査） 土地評価等 不動産鑑定士、補償業務管理士（土地評価） 木造建物、木造特殊建物調査・積算 一級建築士、二級建築士、木造建築士、補償業務管理士（物件） 非木造建物調査・積算 一級建築士 付帯工作物、庭園、墳墓、立竹木、居住者、動産（物件）調査・積算 測量士、一級建築士、二級建築士、木造建築士、補償業務管理士 移転工法検討 一級建築士 機械設備、生産設備調査・積算 委託設備に関する技術士（機械又は電気）、補償業務管理士（機械工作物） 営業に関する調査・積算 公認会計士、税理士、補償業務管理士（営業・特殊） 事業損失（工損）調査・積算 一級建築士、二級建築士、木造建築士、補償業務管理士（事業損） 事業認定申請図書の作成等 補償業務管理士（補償関連）

別図1（第3条第2項関係）

業務委託料の構成



静岡県

令和元年 6 月

【改定箇所 新旧対照表】

静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度実施要領

新規	静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度実施要領	第1条～第2条 (略)	第1条～第2条 (略)	静岡県建設基準価格調査制度実施要領
	(調査基準価格)	(調査基準価格)	(調査基準価格)	(調査基準価格)
	第3条 競争入札により契約（以下「業務委託契約」という。）を締結しようとする場合は、契約ごとに、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められる場合の基準となる入札比価格に対する価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。	第3条 競争入札により契約（以下「業務委託契約」という。）を締結しようとする場合は、契約ごとに、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められる場合の基準となる入札比価格に対する価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。	第3条 競争入札により契約（以下「業務委託契約」という。）を締結しようとする場合は、契約ごとに、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められる場合の基準となる入札比価格に対する価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。	第3条 競争入札により契約（以下「業務委託契約」という。）を締結しようとする場合は、契約ごとに、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められる場合の基準となる入札比価格に対する価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。
2	調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった設計書仕様書等に基づき算定するものとし、次の（1）から（6）に示す業務ごとに掲げる予定価格算出の基礎とした経費の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を越える場合には、予定価格に10分の8を乗じた額（地質調査業務にあっては10分の8.5）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあっては3分の2）と満たない場合には、予定価格に10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあっては3分の2）と満たない場合には、予定価格に10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあっては3分の2）とする。	2 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった設計書仕様書等に基づき算定するものとし、次の（1）から（6）に示す業務ごとに掲げる予定価格算出の基礎とした経費の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を越える場合には、予定価格に10分の8を乗じた額（地質調査業務にあっては10分の8.5）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあっては3分の2）と満たない場合には、予定価格に10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあっては3分の2）とする。	2 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった設計書仕様書等に基づき算定するものとし、次の（1）から（6）に示す業務ごとに掲げる予定価格算出の基礎とした経費の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を越える場合には、予定価格に10分の8を乗じた額（地質調査業務にあっては10分の8.5）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあっては3分の2）と満たない場合には、予定価格に10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあっては3分の2）とする。	2 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった設計書仕様書等に基づき算定するものとし、次の（1）から（6）に示す業務ごとに掲げる予定価格算出の基礎とした経費の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を越える場合には、予定価格に10分の8を乗じた額（地質調査業務にあっては10分の8.5）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあっては3分の2）と満たない場合には、予定価格に10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあっては3分の2）とする。
	(1) 測量業務	(1) 測量業務	(1) 測量業務	(1) 測量業務
	① 直接測量費の額	① 直接測量費の額	① 直接測量費の額	① 直接測量費の額
	② 測量調査費の額	② 測量調査費の額	② 測量調査費の額	② 測量調査費の額
	③ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	③ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	③ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	③ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
	(2) 土木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合：別図1）	(2) 土木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合：別図1）	(2) 土木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合：別図1）	(2) 土木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合：別図1）
	(1) 直接人件費の額	(1) 直接人件費の額	(1) 直接人件費の額	(1) 直接人件費の額
	② 直接経費の額	② 直接経費の額	② 直接経費の額	② 直接経費の額
	③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
	④ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額	④ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額	④ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額	④ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
	(3) 建築関係の建設コンサルタント業務	(3) 建築関係の建設コンサルタント業務	(3) 建築関係の建設コンサルタント業務	(3) 建築関係の建設コンサルタント業務
	① 直接人件費の額	① 直接人件費の額	① 直接人件費の額	① 直接人件費の額
	② 直接経費の額	② 直接経費の額	② 特別経費の額	② 特別経費の額
	③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	③ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	③ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
	④ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額	④ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額	④ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	④ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
	(4) 地質調査業務	(4) 地質調査業務	(4) 地質調査業務	(4) 地質調査業務
	① 直接人件費の額	① 直接人件費の額	① 直接人件費の額	① 直接人件費の額
	② 特別経費の額	② 特別経費の額	② 特別経費の額	② 特別経費の額
	③ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	③ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	③ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	③ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
	④ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	④ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	④ 諸経費の額に10分の8を乗じて得た額	④ 諸経費の額に10分の8を乗じて得た額
	(5) 补償関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合：別図1）	(5) 补償関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合：別図1）	(5) 补償関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合：別図1）	(5) 补償関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合：別図1）
	① 直接人件費の額	① 直接人件費の額	① 直接人件費の額	① 直接人件費の額
	② 直接経費の額	② 直接経費の額	② 直接経費の額	② 直接経費の額
	③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

新旧対照表

日	新
<p>④ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額</p> <p>(6) 電算帳票業務委託は、作業価格計に10分の7を乗じて得た額</p> <p>(7) 調査基準価格算出の基礎となった額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切捨てる。</p> <p>3 特別な業務等で、前項の規定により難しいものについては、前項に定める算定方法に關わらず、契約ごとに10分の8（地質調査業務にあっては10分の8.5）から10分の6（地質調査業務にあっては3分の2）の範囲内で適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。</p> <p>4 前2項において定める調査基準価格は、予定価格を記載する書面の下部に「調査基準価格○○円」と記載し、さらに、当該調査基準価格に108分の100を乗じて得た金額を「調査基準価格八札書比較価格○○円」と記載する。</p>	<p>④ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額</p> <p>(6) 電算帳票業務委託は、作業価格計に10分の7を乗じて得た額</p> <p>(7) 調査基準価格算出の基礎とした額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切捨てる。</p> <p>3 特別な業務等で、前項の規定により難しいものについては、前項に定める算定方法に關わらず、契約ごとに10分の8（測量業務にあっては10分の8.2、地質調査業務にあっては10分の8.5）から10分の6（地質調査業務にあっては3分の2）の範囲内で適宜の割合を乗じて得た額とすることができます。</p> <p>4 前2項において定める調査基準価格は、予定価格を記載する書面の下部に「調査基準価格○○円」と記載し、さらに、当該調査基準価格に108分の100を乗じて得た金額を「調査基準価格八札書比較価格○○円」と記載する。</p>

附 則

- この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- この要領は、平成23年4月1日以後、公告または指名通知を行いうものから適用する。
- この要領は、平成23年8月1日以後、公告または指名通知を行いうものから適用する。
- この要領は、平成24年4月1日以後、公告または指名通知を行いうものから適用する。
- この要領は、平成27年4月1日以後、公告または指名通知を行いうものから適用する。
- この要領は、平成28年4月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうものから適用する。
- この要領は、平成28年6月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうものから適用する。
- この要領は、平成29年4月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうものから適用する。
- この要領は、平成29年5月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうものから適用する。
- この要領は、平成31年4月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうものから適用する。
- この要領は、令和元年6月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうものから適用する。**

静岡県建設関連業務委託に係る最低制限価格制度要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡県が発注する測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設関連業務」という。）の委託契約（以下「業務委託契約」という。）の締結に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する「予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。」の実施に関して、必要な事項を定める。

(対象業務)

第2条 本要領は、予定価格が百万円以上5百万円未満の建設関連業務で、「静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領」の適用を受けるものを除いたものを対象とする。

(最低制限価格の設定及び算定)

第3条 競争入札により業務委託契約を締結しようとする場合は、契約ごとに、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められる場合の基準となる入札書比較価格に対する価格（以下「最低制限価格」という。）を定めるものとする。

2 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった設計書仕様書等に基づき算定するものとし、次の(1)から(6)に示す業務ごとに掲げる予定価格算出の基礎となった経費の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の8を乗じた額（測量業務にあっては10分の8.2、地質調査業務にあっては10分の8.5）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあっては3分の2）とする。

(1) 測量業務

- ① 直接測量費の額
- ② 測量調査費の額
- ③ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(2) 土木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合：別図1）

- ① 直接人件費の額
- ② 直接経費の額
- ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

(3) 建築関係の建設コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額
- ② 特別経費の額
- ③ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- ④ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

- (4) 地質調査業務
- ① 直接調査費の額
 - ② 間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - ③ 解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額
 - ④ 諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額
- (5) 補償関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合：別図 1）
- ① 直接人件費の額
 - ② 直接経費の額
 - ③ その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - ④ 一般管理費等の額に 10 分の 4.5 を乗じて得た額
- (6) 電算帳票業務委託は、作業価格計に 10 分の 7 を乗じて得た額
- (7) 最低制限価格算出の基礎となった額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切捨てる。
- 3 特別な業務等で、前項の規定により難いものについては、前項に定める算定方法にかかわらず、契約ごとに 10 分の 8（測量業務にあっては 10 分の 8.2、地質調査業務にあっては 10 分の 8.5）から 10 分の 6（地質調査業務にあっては 3 分の 2）の範囲内で適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。
- 4 前 2 項において定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格〇〇円」と記載し、さらに、最低制限価格に 108 分の 100 を乗じて得た金額を「（最低制限価格入札書比較価格 〇〇円）」と記載する。

（対象業者への周知）

第 4 条 本制度の円滑な運用を図るため、発注機関の長は、入札公告等の際に、「地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項の適用があること」を明示するとともに、建設工事等競争契約入札心得の条文を熟読することを入札参加業者に促すものとする。

（開札処理）

第 5 条 開札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合には、当該入札をした者を落札者としないものとし、当該入札者に対して、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定により落札者としない旨を通知するものとする。

（入札経過の整理）

第 6 条 入札執行者は、前条の決定を行った場合、「入札結果表」に当該入札をした者を「失格」と決定した旨記載するものとする。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

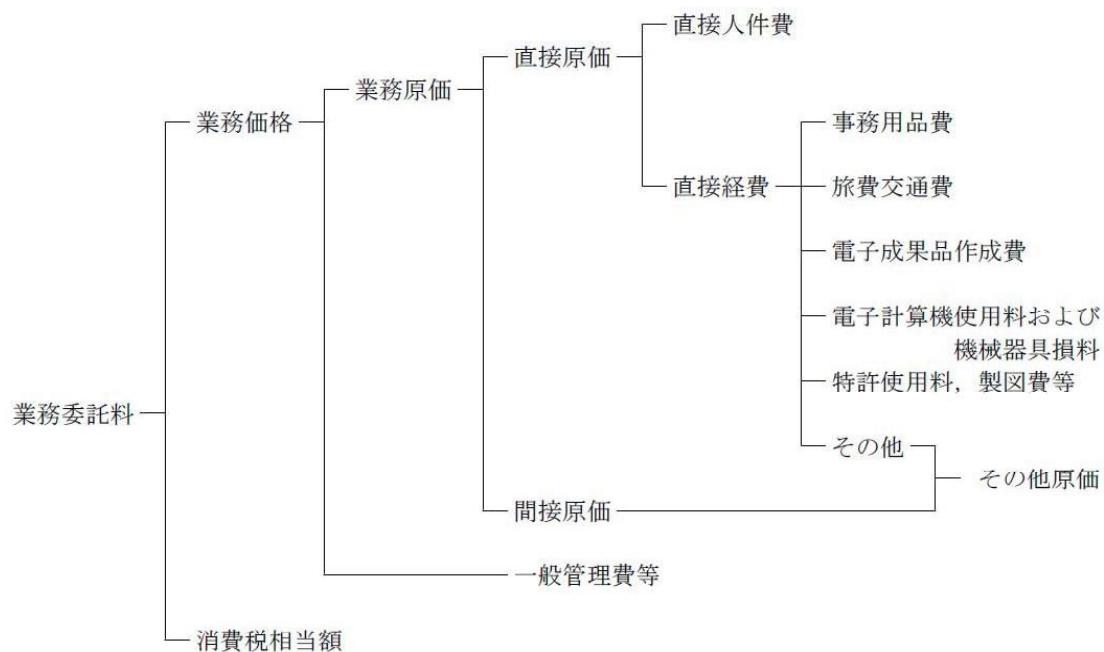
この要領は、平成 28 年 6 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成 29 年 5 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この要領は、令和元年 6 月 1 日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

別図1（第3条第1項関係）

業務委託料の構成



静岡県

令和元年 6 月

【改定箇所 新旧対照表】

静岡県建設関連業務委託に係る最低制限価格制度要領

新旧対照表	新 静岡県建設関連業務委託に係る最低制限価格制度要領	旧 静岡県建設関連業務委託に係る最低制限価格制度要領
	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(調査基準価格)</p> <p>第3条 競争入札により契約（以下「業務委託契約」という。）を締結しようとする場合は、契約ごとに、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる入札比較価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となつた設計書仕様書等に基づき算定するものとし、次の（1）から（6）に示す業務ごとに掲げる予定価格算出の基礎となつた経費の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合には、予定価格に10分の8を乗じた額（地質調査業務にあっては10分の8.2、測量業務にあっては10分の8.5）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあっては3分の2）と満たない場合には、予定価格に10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあっては3分の2）とする。</p> <p>(1) 測量業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 直接測量費の額 ② 測量調査費の額 ③ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額 <p>(2) 土木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合：別図1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 直接人件費の額 ② 直接経費の額 ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 ④ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額 <p>(3) 建築関係の建設コンサルタント業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 直接人件費の額 ② 特別経費の額 ③ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額 ④ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額 <p>(4) 地質調査業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 直接調査費の額 ② 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額 ③ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額 ④ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額 <p>(5) 極端関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合：別図1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 直接人件費の額 ② 直接経費の額 ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 ④ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額 	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(調査基準価格)</p> <p>第3条 競争入札により契約（以下「業務委託契約」という。）を締結しようとする場合は、契約ごとに、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる入札比較価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となつた設計書仕様書等に基づき算定するものとし、次の（1）から（6）に示す業務ごとに掲げる予定価格算出の基礎となつた経費の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合には、予定価格に10分の8を乗じた額（地質調査業務にあっては10分の8.2、測量業務にあっては10分の8.5）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合には、予定価格に10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあっては3分の2）とする。</p> <p>(1) 測量業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 直接測量費の額 ② 測量調査費の額 ③ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額 <p>(2) 土木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合：別図1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 直接人件費の額 ② 直接経費の額 ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 ④ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額 <p>(3) 建築関係の建設コンサルタント業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 直接人件費の額 ② 特別経費の額 ③ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額 ④ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額 <p>(4) 地質調査業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 直接調査費の額 ② 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額 ③ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額 ④ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額 <p>(5) 極端関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合：別図1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 直接人件費の額 ② 直接経費の額 ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 ④ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

新旧対照表

新	旧
(6) 電算帳票業務委託は、作業価格計に10分の7を乗じて得た額 (7) 調査基準価格算出の基礎となった額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切捨てる。 3 特別な業務等で、前項の規定により難いものについては、前項に定める算定方法に關わらず、契約ごと に10分の8 (地質調査業務にあっては10分の8.5) から10分の6 (地質調査業務にあっては3分の2) の範囲内で適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。	(6) 電算帳票業務委託は、作業価格計に10分の7を乗じて得た額 (7) 調査基準価格算出の基礎となった額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切捨てる。 3 特別な業務等で、前項の規定により難いものについては、前項に定める算定方法に關わらず、契約ごと に10分の8 (測量業務にあっては 10分の8.2 、地質調査業務にあっては 10分の8.5) から10分の6 (地 質調査業務にあっては3分の2) の範囲内で適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。
4 前2項において定める調査基準価格は、予定価格を記載する書面の下部に「調査基準価格○○円」と記 載し、さらに、当該調査基準価格に108分の100を乗じて得た金額を「(調査基準価格入札書比較価格 ○円)」と記載する。	4 前2項において定める調査基準価格は、予定価格を記載する書面の下部に「調査基準価格○○円」と記 載し、さらに、当該調査基準価格に108分の100を乗じて得た金額を「(調査基準価格入札書比較価格 ○円)」と記載する。
第4条～第6条 (略)	第4条～第6条 (略)
附 則 この要領は、平成26年4月1日から施行し、平成26年4月1日以後、公告または指名通知を行うものか ら適用する。 この要領は、平成27年4月1日以後、公告または指名通知を行いうるものから適用する。 この要領は、平成28年4月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうるものから適用する。 この要領は、平成28年6月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうるものから適用する。 この要領は、平成29年5月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうるものから適用する。 <u>この要領は、令和元年6月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうものから適用する。</u>	附 則 この要領は、平成26年4月1日から施行し、平成26年4月1日以後、公告または指名通知を行うものか ら適用する。 この要領は、平成27年4月1日以後、公告または指名通知を行いうるものから適用する。 この要領は、平成28年4月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうるものから適用する。 この要領は、平成28年6月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうるものから適用する。 この要領は、平成29年5月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうるものから適用する。 <u>この要領は、令和元年6月1日以後、入札公告又は指名通知を行いうものから適用する。</u>
別表1 (第3条第1項関係) (略)	別表1 (第3条第1項関係) (略)

静岡県維持管理業務委託に係る最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡県が発注する維持管理業務の委託契約の締結に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）及び静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第39条に規定する「予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。」の実施に関して、必要な事項を定める。

(対象業務)

第2条 本要領は、土木工事標準積算基準書及び農林土木工事標準積算基準書を適用して発注する維持管理業務の委託契約を対象とする。ただし、これによらない委託契約であっても、発注機関の長が特に必要と認める場合は対象とすることができる。なお、「静岡県小規模修繕等業務委託（単価契約）に係る最低制限価格制度実施要領」の適用を受けるものを除く。

(最低制限価格の設定及び算定)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7.5を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ③ 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額
 - ④ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額
- 2 最低制限価格算出の基礎となった額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てる。
- 3 特別なものについては、第1項の算出方法にかかわらず、契約ごとに10分の7.5以上で適宜の割合を工事価格計の額に乗じて得た額とする。
- 4 前3項において定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格○○円」と記載し、さらに、最低制限価格に108分の100を乗じて得た金額を「（最低制限価格入札書比較価格○○円（消費税抜き））」と記載する。

(対象業者への周知)

第4条 本制度の円滑な運用を図るため、発注機関の長は、入札公告等の際に、「地方自治法施行令第167条の10第2項の適用があること」を明示するものとする。

(開札処理)

第5条 開札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合には、当該入札をした者を落札者としないものとし、当該入札者に対して地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により落札者としない旨通知するものとする。

(入札経過の整理)

第6条 入札執行者は、前条の決定を行った場合、「入札結果表」に当該入札を行った者を「失格」と記載するものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成28年6月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成29年5月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成31年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この要領は、令和元年6月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

静岡県

令和元年 6 月

【改定箇所 新旧対照表】

静岡県維持管理業務委託に係る最低制限価格制度要領

新旧対照表	新 静岡県維持管理業務委託に係る最低制限価格制度実施要領	旧 静岡県維持管理業務委託に係る最低制限価格制度実施要領
第1条～第2条 (略)	第1条～第2条 (略)	第1条～第2条 (略)
(最低制限価格の設定及び算定)	(最低制限価格の設定及び算定)	(最低制限価格の設定及び算定)
第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となつた次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額とする。ただし、 <u>その額が予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7.5を乗じて得た額とする。</u>	第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となつた次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額とする。ただし、 <u>その額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7.5を乗じて得た額とする。</u>	第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となつた次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額とする。ただし、 <u>その額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7.5を乗じて得た額とする。</u>
① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額 ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ③ 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額 ④ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額	① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額 ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ③ 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額 ④ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額	① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額 ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ③ 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額 ④ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額
2 最低制限価格算出の基礎となつた額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てる。	2 最低制限価格算出の基礎となつた額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てる。	2 最低制限価格算出の基礎となつた額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てる。
3 特別なものについては、第1項の算出方法にかかわらず、契約ごとに <u>10分の7.5以上</u> で適宜の割合を工事価格計の額に乗じて得た額とする。	3 特別なものについては、第1項の算出方法にかかわらず、契約ごとに <u>10分の7.5以上</u> で適宜の割合を工事価格計の額に乗じて得た額とする。	3 特別なものについては、第1項の算出方法にかかわらず、契約ごとに <u>10分の7.5以上</u> で適宜の割合を工事価格計の額に乗じて得た額とする。
4 前3項において定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格○○円」と記載し、さらに、最低制限価格に108分の100を乗じて得た金額を「(最低制限価格入札書比較価格○○円(消費税抜き))」と記載する。	4 前3項において定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格○○円」と記載し、さらに、最低制限価格に108分の100を乗じて得た金額を「(最低制限価格入札書比較価格○○円(消費税抜き))」と記載する。	4 前3項において定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格○○円」と記載し、さらに、最低制限価格に108分の100を乗じて得た金額を「(最低制限価格入札書比較価格○○円(消費税抜き))」と記載する。
第4条～第6条 (略)	第4条～第6条 (略)	第4条～第6条 (略)
附 則	附 則	附 則
この要領は、平成28年4月1日以後、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成28年6月1日以後、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成29年5月1日以後、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成31年4月1日以後、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 <u>この要領は、令和元年6月1日以後、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</u>	この要領は、平成28年4月1日以後、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成28年6月1日以後、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成29年5月1日以後、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成31年4月1日以後、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 <u>この要領は、令和元年6月1日以後、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</u>	この要領は、平成28年4月1日以後、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成28年6月1日以後、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成29年5月1日以後、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成31年4月1日以後、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 <u>この要領は、令和元年6月1日以後、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</u>

静岡県小規模修繕等業務委託（単価契約）に係る最低制限価格制度実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、静岡県が発注する小規模修繕等業務（単価契約）の委託契約の締結に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）及び静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第39条に規定する「予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。」の実施に関して、必要な事項を定める。

（対象業務）

第2条 本要領は、工種の単価を契約し、指示した作業の実績によって工事費等を支払うことを内容とする委託契約（単価契約）を対象とする。

（最低制限価格の設定及び算定）

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった工事価格計の額に10分の8を乗じて得た額に、100分の108を乗じて得た額とする。

- 2 最低制限価格算出の基礎となった額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てる。
- 3 特別なものについては、第1項の算出方法にかかわらず契約ごとに10分の7.5以上で適宜の割合を工事価格計の額に乘じて得た額とする。
- 4 前3項において定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格○○円」と記載し、さらに、最低制限価格に108分の100を乗じて得た金額を「(最低制限価格入札書比較価格○○円（消費税抜き）)」と記載する。

（対象業者への周知）

第4条 本制度の円滑な運用を図るため、発注機関の長は、入札公告等の際に、「地方自治法施行令第167条の10第2項の適用があること」を明示するものとする。

（開札処理）

第5条 開札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合には、当該入札をした者を落札者としないものとし、当該入札者に対して地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により落札者としない旨通知するものとする。

（入札経過の整理）

第6条 入札執行者は、前条の決定を行った場合、「入札結果表」に当該入札を行った者を「失格」と記載するものとする。

附 則

この要領は、平成28年2月15日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

この要領は、平成31年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する

この要領は、令和元年6月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

静岡県

令和元年 6 月

【改定箇所 新旧対照表】

静岡県小規模修繕等業務委託（単価契約）に係る最低制限価格制度要領

新旧対照表

日	静岡県小規模修繕等業務委託に係る最低制限価格制度実施要領	新 静岡県小規模修繕等業務委託に係る最低制限価格制度実施要領
第1条～第2条 (略)	第1条～第2条 (略)	第1条～第2条 (略)
(最低制限価格の設定及び算定) 第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となつた工事価格計の額に10分の8を乗じて得た額に、100分の108を乗じて得た額とする。 2 最低制限価格算出の基礎となつた額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てる。 3 特別なものについては、第1項の算出方法にかかるうす契約ごとに <u>10分の7以上</u> で適宜の割合を工事価格計の額に乗じて得た額とする。 4 前3項において定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格〇〇円」と記載し、さらに、最低制限価格に108分の100を乗じて得た金額を「(最低制限価格入札書比較価格〇〇円(消費税抜き))」と記載する。	(最低制限価格の設定及び算定) 第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となつた工事価格計の額に10分の8を乗じて得た額に、100分の108を乗じて得た額とする。 2 最低制限価格算出の基礎となつた額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てる。 3 特別なものについては、第1項の算出方法にかかるうす契約ごとに <u>10分の7.5以上</u> で適宜の割合を工事価格計の額に乗じて得た額とする。 4 前3項において定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格〇〇円」と記載し、さらに、最低制限価格に108分の100を乗じて得た金額を「(最低制限価格入札書比較価格〇〇円(消費税抜き))」と記載する。	(最低制限価格の設定及び算定) 第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となつた工事価格計の額に10分の8を乗じて得た額に、100分の108を乗じて得た額とする。 2 最低制限価格算出の基礎となつた額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てる。 3 特別なものについては、第1項の算出方法にかかるうす契約ごとに <u>10分の7.5以上</u> で適宜の割合を工事価格計の額に乗じて得た額とする。 4 前3項において定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格〇〇円」と記載し、さらに、最低制限価格に108分の100を乗じて得た金額を「(最低制限価格入札書比較価格〇〇円(消費税抜き))」と記載する。
第4条～第6条 (略)	第4条～第6条 (略)	第4条～第6条 (略)
附 則 この要領は、平成28年2月15日以後、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成31年4月1日以後、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 <u>この要領は、令和元年6月1日以後、入札公告又は指名通知を行ふものから適用する。</u>	附 則 この要領は、平成28年2月15日以後、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成31年4月1日以後、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 <u>この要領は、令和元年6月1日以後、入札公告又は指名通知を行ふものから適用する。</u>	附 則 この要領は、平成28年2月15日以後、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成31年4月1日以後、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 <u>この要領は、令和元年6月1日以後、入札公告又は指名通知を行ふものから適用する。</u>